

Title	法廷における言語戦略としての談話
Sub Title	Verbal strategies in the courtroom
Author	山田, 理江子(Yamada, Rieko)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1989
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.55, (1989. 3) ,p.54- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	西村享教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00550001-0366

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法廷における言語戦略としての談話

山田理江子

1. はじめに

言語と法律の関係については、かつてから法哲学の分野で論じられているが、最近では、一般言語学、文化人類学、社会言語学といった分野において、このテーマが注目を集めてきている。法哲学においては、法律文書における言葉は、術語学的な観点から分析されたが、今日においては、エスノメソドロジカルにアプローチされることが多くなってきている。すなわち、裁判官、弁護士、証人等が、実際に発話した生の言葉そのままの談話分析が盛んに行われるようになってきているのである。法廷における言語というと、「固苦しい」とか「専門用語の羅列である」といったとても難しいというイメージが、まず誰にでも湧くことであろう。確かに最近法廷における談話がホットなトピックである所以は、言語学者たちが、弁護士など特殊な職業集団に特有の言語はいかなるもので、日常言語とどれ程かけ離れているかということに関して興味を抱いたからである。しかし、法廷における言語は、形式的といった点では日常言語と程度差こそあれ、実は日常言語活動の典型的なものとみなすことができるのではないかと私は考える。なぜならば、人間は社会的動物と規定され、闘争本能を持っているということがまず第1に考えられるからである。どんな場面においても、社会生活において人間は知らず知らずのうちに自分の権利を主張し、時には防御しようとして闘いに挑んでいるとみなすことができる。人間は常に権力関係の中に存在しているのではなからうか。実際、日常生活において、法廷における場合と同じような人間同志の力関係を目にすることは

しばしばあるのではなからうか。そして、日常生活においても、法廷においても、人間が戦う時に用いる道具は言葉に他ならないのである。そこで、この道具としての言葉の特質を法廷において最もよく表すと思われる反対尋問に焦点をあて、参加者によるどのような相互作用がなされているかを分析してみたい。

2. 言葉の戦い

裁判とは、いわば言葉の戦いであるといえよう。1つの事実に対して、法律にふれないようになされた異なる2つの解釈の間での戦いであり、おのおのの解釈を正当化するために駆使されるのが言葉なのである。そしてこの長期的な戦いの性質が最も色濃く表出されるのは、反対尋問である。ここでは、英米にみられるアングロ・アメリカン、アドヴァーサリーシステムを研究対象とするので¹⁾、この戦いに挑む参加者は、裁判の内容によって異なるが、検察側と被告側の弁護士2人と、それぞれの証人である。要するに、弁護士が相手方の証人を尋問することを反対尋問といい、弁護士は様々な言語的な方策を用いて戦略的に証人を尋問し、証人は言葉でもって、できる限りの抵抗をするわけである。そこで、この2者の言語活動がどのように相互に絡みあっているかを見ていく。この時最小の分析単位となるのは質問と答弁であり、談話のイニシアチブをとるのは弁護士である為、特に質問するという行為に着目して分析していく。

2.1 証人による防衛

反対尋問において、証人には、弁護士(検察)の質問に答えなければならないという制約がある。(黙秘権は与えられてはいるが)しかし、彼等はその質問に単に文字通りに素直に答えていたのでは、弁護士の説得力のある論理構成にいつの間にか負かされてしまう。従って証人は答弁という発話行為を通して、弁護士の戦略的な質問行為に対抗して最大限の防衛力を行使することによって戦わなくてはならない。そのいわば武器に相当するような言葉としてはいかなるものを認められるであろうか。証人はいくつか

の手段・工夫を用いて、主として、彼等の行為を正当化したり、弁明したりするような含意をもつ答弁をするといえよう。このような答弁の多くは、直接的あるいは形式的に証人を非難していないような問いに対してなされる場合が多いことにまず気付く。つまり証人は、自分が非難されることを予め予測しており、そういった含意のある質問の項目に同意しないように手を加えた修正答弁を発話することになる。正当化や弁明を示すような答えは社会学的には、説明 (accounts) と看做されているものに類似している。但し、説明は日常生活に於ても、よく見られる。例えば、勧められたことを婉曲的に拒むような、次のような場面がある。

[例 1]

B : Uh, if you'd care to come over and visit a little while this morning I'll give you a cup of coffee.

A : Hehh, Well that's awfully sweet of you, I don't think I can make it this morning, hh, uhm, I'm running an ad in the paper and—and uh I have to stay near the phone.

ここでの説明的な要素は、理由を内包しており、間接的に誘いに応えることができないということを意味している。防衛力の表出の方法として、次のような描写の例もある。証人は、ある状況を詳しく描写することによって間接的に、自分がある行為をしなかったことの理由を述べ、自分を正当化しようとしている。

[例 2]

A : You saw this newspaper shop being bombed on the front of Divis Street?

W : Yes

A : How many petrol bombs were thrown into it?

W : Only a couple. I felt that the window was already broken and that there was part of it burning and this was a re-kindling of the flames.

A : What did you do at that point?

W: I was not in a very good position to do anything. We were under gunfire at that time.

このように、法廷においては、日常生活における説明のようにはっきりと理由を述べるというよりは、むしろ描写的、叙述的な答え方で済ませることの方が多いように思われる。それだけ、証人という立場が自己防衛的であるといえよう。というのは、裁判という言語的な出来事のもつ形式性ゆえに、言葉の戦いはかなり間接的なものだと考えられるからである。しかし、弁護士の質疑行為がより戦略的、より攻撃的になるにつれて、反対尋問のもつ戦闘的な特質が露呈され、証人の答弁も記述的なものから、より直接的、説明的な、証人の解釈を含意した戦略に依存するようになることが観察される。次の例にそのような推移がみられる。

[例 3]

A: Well, didn't he ask you if uh, on that night, that uh... he wanted you to be his girl? Didn't he ask you that?

W: I don't remember what he said to me that night.

A: Well you had some uh... fairly lengthy conversations with the defendant uh... didn't you?

W: On that evening February fourteenth?

A: We... we were all talking.

W: Well you knew... at that time, that the defendant was interested in you, didn't you?

A: He asked me how I was been, just stuff like that. Just asked you how you'd been but he kissed you goodnight, is that right?

W: Yeah—he asked me if he could.

A: He asked if he could?

W: Uh, hmmm

A: Kiss you goodnight, and you said, 'Oh Kay?', is that right?

W: Uh, hmmm

A: Is it your testimony he only kissed you at once?

W: Uh, hmmm

A: Now, subsequent to this...

以上のように、記述的な戦略と説明的な戦略は、証人の防衛要素の根本的な2つである、正当化 (justification) と弁明 (excuse) に対応するものである²⁾。反対尋問というテキストの談話全体で見れば、まず第1段階で自分の行為を正当化し、それが功を奏さないような場合に次の段階で弁明を行う。この順序がほぼ全ての法廷でのやりとりの写しに共通してみられる。

ここで証人の答弁の根本となっている1つの特質について触れておきたい。それは、相手方の発話に先回りして常に先の連続を予測する (pre-*sequence*)³⁾ という防衛要素として重要な機能を果たす戦略である。法廷における反対尋問の弁護士と証人の相互作用は、幾つもの質問と答えという単位の連続によって構成されている最も線条的なテキストである⁴⁾。従って、「情報の連続性」という点では、最も整合性が高いといえるはずである。だからこそ、1つ1つの発話は、おのおの独立しているのではなく、前に、或いは後に述べられることと関わっているのであるから、1つの問いから、その後の問い(攻撃)を予測することを証人は強いられているのである。そのようにして、自分の行為を守るのであるが、このような答弁の側面は、他の場所における談話においてもしばしばみられるのは当然である。

[例 4]

A : Judy?

B : Yeah

A : John Smith.

B : Hi, John.

A : How you doin' say what 'are you doing?

B : Well, we're going out why?

A : Oh, I was just gonna say come out and come over here and talk this evening, but if you're going out you can't very well do that.

上の例と同じような例は、英語に限らず他のどんな言語にもよく見られ

るであろう。日本語も例外ではない。このような先回りを用いるのは、日常生活においては、はっきりと拒否されるのを好まなかったり、或いは相手に対して無様な誘い方をして失礼になることを嫌ったり、人間が本来持備ちえている志向の為であるといえよう。但し、反対尋問においては、丁寧さの1つとしてというよりは、むしろ防衛要素として活用されているように思われる⁵⁾。すなわち、ある質問が、何か後で攻撃することを計画した上でなされているということを予測して、証人は答えを形成して防衛するのであるが、その時に例えば、語彙選択等が大きな影響力を持つようになる。

[例 5]

A : How many petrol bombs were thrown into it?

W : Only a couple. I feel that the window was already broken and there was part of it burning and this was a re-kindling of the flames.⁶⁾

ここで証人は、次の問いをも予想して答え方を決定していることがわかる。だから、証人は弁護士の問いに答えるだけではなく、弁護士が直接的に非難したり攻撃したりする前に正当化や弁明を行おうとして、描写したり、説明を加えたりしており、できる限り、理由を尋ねる why-疑問文を回避しようとしているのである。

2.2 弁護士による立証

反対尋問においてこそ、弁護士はその手腕を試されるといってよいであろう。弁護士は、相手方の証人に対して、説得力を持つ論理に基づいて尋問していく。勿論、どのような証拠を握っているかとか、法律家としての専門的な知識をどの程度掌握しているかなど、裁判に‘勝つ’という一大目的の為に必要とされる技術は数限りないが、やはり言葉をいかに操るかということは、弁護士にとって大きな問題である。実際、多くのマニュアルにも、漠然としたかたちではあるが、質問の仕方について言及してい

る。例えば以下のようなものがある⁷⁾。

- 1) 発問の順序を考慮すること
- 2) 一問一答が原則と心得ること
(ピンボケ、手ブレは許されない)
- 3) 簡潔な質問を心がけ、明確な言葉を用いること
- 4) 語調・動作を工夫する

そこでもう少し言語学的に弁護士の言語戦略について検討してみたい。弁護士が言語戦略に習熟しているか否かは、彼の望む答えが証人から得られなかった場合に、次の質問する番において、どのような選択をするかどうかで明確になってくる⁸⁾。法廷においては、裁判官に次いで弁護士の裁量は多く、どのような質問をどのようにするかを決定する権利を持っている。Griceの法則を破るような質問を、何度も繰り返す行いも許されている。従って、弁護士は証人から得られた自分にとって都合の良い証言から構成される証明論理によって、或いは自分自身がイニシアチブを持つ質問自体を通して、と直接的、間接的な2つの方法によって、自分の解釈を表現するのである。反対尋問においては、弁護士の質問の質は主尋問の時と異なり、証人のなす証言の曖昧さなどを指摘することを目的とした、いわば‘あらさがし’のような役割を任ているものである。従って前節からもわかるように証人の答えの選択の幅は狭いのに対して、反対尋問においては、誘導尋問さえも許されているので、弁護士の質問行為は、発話内行為の役割が大きく、コンテキストへの依存度が高く均質的ではない。

弁護士が反対尋問において持つ目的は、証人の証言を否定し、自分の依頼人の言い分を主唱すること、そして裁判に勝つことである。この第1義的な目的は、いくつかの下位目的、例えば、証人の性格的な問題を取りあげるとか、証人の証言能力に疑問を投げかける等の様々な小さな目的に分けられ、それらを1つ1つ立証していくことによって、弁護士は根本的、究極的な目的を達成しようとするのである。そしてその為にはいくつかの言語的手段が絡み合うようにして用いられている。同じ内容を尋問する場

合でも、幾通りもの表現方法があるので、コンテキストの持つ制約から逸脱しないように選択していかななくてはならない為、弁護士は言語的なニュアンスのもたらす効果などにとりわけ敏感であることが要求される。しかし、だからといって、これは弁護士という職業集団に限られて必要な能力ではない。例えば、日常生活において、非常にのどが乾いた人が、もう一人の人にビールを欲しいと頼む場面を想像してみると、すぐ思いっただけでも次のようないくつかの表現がある。

- 1) Get me a beer, please.
- 2) I want a beer.
- 3) Would you mind handing me a beer while you're up?
- 4) Boy, I'm sure thirsty!
- 5) Get me a beer.
- 6) Get me a beer?

これらは、可能な表現の一部にすぎないが、いずれにしろ、いくつかの候補のうちから、話者がコンテキストに応しい選択をするよう迫られていることは確かであろう。反対尋問における弁護士は日常的コミュニケーションにおける場合よりも、はるかに意識的、故意的にその選択を行っていることが、彼等の言語的戦力の前提となっているといえよう。

弁護士が選択権を持っているものとして、まず問ひそのもののレベルにおいては、構造、語彙選択、イントネーション、ストレス、声の調子など発話自体のヴァリエーションに関連するものが挙げられる。ここでは、前節の証人の、答弁という発話行為に対応して、談話レベルでの様々な手段・工夫に関して整理してみたい。

2・2-1 主題の支配

日常生活においては、トピックを提供する機会は参加者全員に与えられているが、法廷においては、トピックの選択をコントロールできるのは、弁護士に限っている。たとえ、ある情報を持っていたとしても、弁護士によって質問されない限り、それに関して発話することはできないので、証

人にとってはこのことは致命的ともいえる。弁護士は、いつでも好きな時にトピックを換えることができるので、トピックの変化が少々唐突であるかのように思えることが多いがこれも1つの戦略と考える。そうすることによって、特にここで対象にしている陪審員のいるアドヴァーサリーシステムにおいては、好ましくない証言から彼等の注意をそらしたり、予期せぬ質問を突然浴びせることによって、証人を混乱させるというような効果を持っていると思われる。また唐突に感じられる1つの理由は、日常会話と違って、“by the way”, “on a different subject”などの標識となる句がないままトピックを変えるからである。

[例 6]

A: Where did Alphonso Houser say that he threw the gun? (1)

W: In the river.

A: Did he tell you what river? (2)

W: No, he did not.

A: Did he tell you where he threw his clothes? (3)

W: In the river.

A: He didn't tell you what river? (4)

W: No, he did not.

A: Did you or anyone else conduct a search or any investigation to determine what river the gun was thrown into? (5)

W: There is a lot of water between here and youngstown, counselor.

A: True. Were you present at Southside General Hospital when Houser was admitted? (6)

この例は、弁護士によって、トピックがたて続けに変わっていくという状況よりも、弁護士がいかにトピックの選択を支配しているかということをやより良く表している。弁護士は、自分の期待していた答えが得られないと、言葉の表現形式を変えることで、あたかも新しいトピックを提供するかのように、何度も同じ内容の問いを繰り返すことができる。これ程同じ内容の問いを繰り返す例は、陪審員制度をとらない日本の法廷における反対尋問においては、殆んど見られない。日本の法廷での反対尋問は、も

っと事務的な印象があり、英米のもの程、演出的な意図は弁護士の質問行為の背後には感じられない。それ故、陪審員制度をとる法廷においては、トピックをいかに繰るかということが特に重要な役割を果たすと思われる。

2・2-2 弁護士の反応

弁護士が自分が有利になるよう行使しうる戦略のもう1つとして、証人の答弁に対してどのような反応をとるかということが考えられる。概して、弁護士による質問と証人による答えの結合が1つの固定した単位であるが、場合によっては弁護士が証人の答えに対して、新たな問いではなく、ある種の反応を示すことがある。この反応は無意味なものではなく、時には陪審員の注目を集めようとしたり、証人が発話したことを強調したり、或いはその証言を修正することを証人に促すことさえし得る。この時、イントネーションなどの韻律特性と相俟って、一層の効果があるはずである。但し、いずれも陪審員の存在をかなり考慮した言語戦略であることに注意したい。

[例 7]

A : Now that was the extent of the description you delivered to the police?

W : Yes.

A : I see. Now you pointed out during your direct examination to this gentleman sitting right here that he of course was in the store. How many times...from, say, October the...tenth through...today have you seen that man?

W : That man in person?

A : Yes.

W : Um...two

A : Two, times? Remember...where you were when you saw him?

W : Oh, wait a minute, that's wrong. It's three.

A : Three times?

W: Right. Once t the store . . . oh, do you mean since that happened? Well, in all my life, let's put it that way.

A: Yeah, let's put it that way.

この例からも理解できるように、陪審員の注目を集めるような目的に対しては、“I see”といった同意を表すフレーズを用いている。このフレーズのあとには、しばしばポーズを置くことで、よりこのフレーズが効果的になるであろう。また他方では、証言を修正させる効果を阻む場合は、証人の答えの全て、或いは一部を繰り返して発話している。この時上昇するイントネーションをもって発話するのが普通であろう。

2・2-3 質問の繰り返し

同じ内容の問いを繰り返して言うことも、弁護士の権利を最大限に活用した有効な戦略であることは前にも述べた通りである。同じ問いを繰り返せば、自ずと陪審員たちにそれが大切なポイントであることを示すことになるからである。1つのトピックが再び話題になるということは、そのトピックが解決されていないことを示すわけである⁹⁾。次の例は、みな同じ証人に対してそれぞれ異なる時になされた問いである。

- 1) You made an identification by photograph?
- 2) Did you recognize him from the photographs from the day of the incident?
- 3) And you saw this person in a photographs presented to you by the police, correct?
- 4) In summary then . . . you identified this man, Mrs. Isbach, from a photograph that was shown to you dy one of the detections, correct?

その他の工夫としては、1つのフレーズを何度も用いて強調することや、ポーズなども活用される¹⁰⁾。これらはみな弁護士の説得力を高める有効な戦略と看做すことができよう。

最後の反対尋問における質問の目的に関して確認しておきたい。先にも

述べたが、弁護士にとって、究極的な目的は‘裁判に勝つ’ことである。この目的はいくつか具体的なレベルで分けられるが、まず大きく2つに分けるとしたら、証言の無効性と証人自身の無能力の立証であろう。そして前者は、証人の不適任性、以前に証人が罪を犯したことがあるか、或いは証言が自分の直接経験に基づいた知識によるものではなく、専門化などが不充分である為証言が適格でないかなどの事項に、後者は、証言各々の不整合性と不当な検察側の手続きなどの事項に分けることができよう。これらを立証するという目的を前提としたコンテキストで、弁護士は自分の戦略のプランをたてなければならない。統語論的にも語用論的にも、弁護士が質問のあらゆるレベルにおける選択を行って初めて、それに対抗すべく証人の答えが決定づけられてくるので、やはり裁判、特に反対尋問においては、弁護士の質問がいかになされるかということが決定的になることを改めて痛感する。

3. 反対尋問における言語戦略

裁判という言葉の戦いが繰り広げられる法廷における談話は、かなり社会的な相互作用である。反対尋問のマクロレベルの構造を主な参加者である弁護士と証人の質疑応答を中心にみてきた。弁護士の方が証人よりも常に権力を持つという固定的な権力配分に基づいた質問と答えの連続が法廷での言語的状况であるので、そのコードはかなり拘束力が高く、様々な制約があるといえよう。法廷においては、裁判に勝つということ以外を目的にする参加者はいない。その目的に向って戦うという図式は普遍的に変わりはない。しかも弁護士は、常に攻撃側にあり、1つの事実に対する自分の解釈を、説得力のある論理に基づいて立証する。戦略的な工夫としては、韻律的なこと以外には、トピックの選択権を掌握したり、証人の証言への反応を工夫したり、問いを繰り返したり、意図的にポーズを設けたりすること等が挙げられる。これらの他にも、付加疑問文などが戦略的に用いられ、法廷において特有の効果をもたらしている⁴¹⁾。これに対して、常に防衛側にあるのは証人であり、記述的な、そして説明的な発話をする

ことによって、自己の事実の解釈を正当化し、弁明しようとする。法廷における談話は、日常生活と違って、言語的活動は一見各々の独立性が高く、非相互的 (non-reciprocal) であるとよく言われる。しかし、裁判は言葉の戦いである以上、また両者の戦略的な言葉使いを様々な例から見ると、非常に相互作用的な談話といえるのではなかろうか。また闘争的な戦略の競り合いという状態であるにも拘らず、ともすれば日常生活よりもずっと協力の原理が作用して、参加者が協力して法廷での裁判というパフォーマンスを演じ完成しようと努めているかのようにさえ感じられる。このような現象はどの裁判録をみても、つきつめてみれば必ず見出されるものであり、社会言語学的にも注目に値するのではなかろうか。

3.1 言葉の戦いを成立させるもの

裁判を1つの事実に対する異なる解釈による戦いであると看做すことを前提に、その戦いの参加者が武器として言葉をどのように活用しているかを見てきた。ところで、このように法廷での発話行為をとらえる時、最も問題となり、興味深いのは、相反するような解釈を許容するものは何かということであろう。1つは語の解釈の幅の広さ、つまり多義性などの問題が考えられるであろう。同じものを指し示すのに、様々な言葉があり、その中から何を選択するかということは重要な戦略の1つであると前にも述べた。言葉のもつこのような性質は、法廷に限らず日常生活においても、人間同志を闘わせる結果をもたらすことがある。お互いの真意は理解合っているとしても、相手の言葉の選び方1つで言い争いになったりする。勿論、語の持つ多義性ゆえに争いを避けることもできるが、語の多義性という性質は、法廷での談話、とりわけアドヴァーサリーシステムの大前提となっていることに着目したい。

言葉の戦いを成立させているもう1つの要素として、推論の問題を考えるべきではなかろうか。どのような会話の論理が法の談話にはあるのか、そしてそれは日常生活における談話の論理とは異なるのであろうか。レビンソンは、法廷は、Griceの法則の質のカテゴリー：真実を言え、に従わ

なくてもよい唯一の場であることに着目した。しかし、法廷において証人は真実を発話することを期待されている。日常生活においては我々は表立った争いや印象の悪さを回避しようとしてうそをつくことはしばしばある。つまり、質の法則を破ることは法廷と日常生活とでは、異なっている。ここに2つの論理があることに気づく。表面的なレベルにおいては、法廷では何よりも真実を語ることを誓わなくてはならない。それは正義の為である。しかし、より深層的なレベルにおいては、証人は自分の利益が脅かされる時には真実を語らないことを暗黙のうちに許されている。むしろうそをつくことを要請され、少なくとも真実を証人が語らないはずだとみなされ、それが前提となっている。それは、論争形態において真実を1つ見出し、いこうとするアドヴァーサリーシステムが意味あるものとする為の論理、いわば言葉の戦いの存在理由となり得るものではないか。日常生活においては、このような2つのレベルにおける会話の論理が同時に参加者に認識され活用されることはないであろう。

3・2 法廷における談話の特徴

法廷における談話には、日常生活における談話とは異なる特有の言語的ルールがあり、参加者はそのルールに従って言語的戦闘に挑んでいるように思われる。そのルールとは、法廷における談話の特殊な性質に依存しているが、それらを整理してみると次のようになるだろう。

1 つめは、法廷における談話においては、権力配分が明確であり、ここではそれが最もはっきりしている弁護人と証人を対象としたが、発話行為の全てがその力関係を反映していることがよくわかる。従って法廷における談話は、非常に限定されたコードといえるのではなからうか。

2 つめとしては、法廷における談話は線条的性質が強いため、どの発結も全て以前に発話された、或いはそれだけではなくそれ以後に発話されるだろう内容と深く関わっているテキストであるということである。反対尋問という枠組さえも越えて、主尋問での相互作用をも考慮し、そして最終弁論でなされるであろう立証論理をも想定しなければならないことさえあ

る。特に弁護士にはそのような能力を要求され、彼らの言語戦略はこの法廷における談話の基本的性質に依存している。言うまでもなく、証人もこの性質を把握していなければ、十分な防衛力を行使することはできないであろう。

第3番目としては、発話が、口を開くことのない参加者である陪審員たちの存在を意識して構成されているということである。ここでは陪審員制度をとる法廷をモデルとしてきたが、発話しない参加者がこれ程談話全体に影響を与える例はまれであろう。とりわけ、弁護士の質問行為に関しては、彼等にわかりやすく、そして重要な点をアピールするように様々な手段・工夫が決定されていく。この点は、陪審員制度をとらない日本の法廷での談話と比較するとよりはっきりするであろう。

4. 結びにかえて

殆どどの法廷における談話に共通してみられる特徴をみてきたが、確かにそれらの特殊な性質を持つゆえに、法廷における談話は研究対象として魅力的であろう。しかし、だからといって、日常的な談話と全くかけ離れてしまっているわけではないのではなかろうか。日常生活においても、2人以上の人間が会話をする場合、その2人が全く同じ関係にあるということは珍しく、むしろ権威的な者と、相対的にそうでない者の間での会話は多い。従って権力配分に基づいて、言語がより効率的に相手を説得するように戦略的に用いられるのは、法廷における談話に限ったことではないのではないか。ただ異なるのは、法廷においてはテキストの持つ‘目的’が、日常的な談話より顕在化しているのでコードの持つ制約が多く、しかもそれが参加者全員に理解されているということではなかろうか。従って、このように権力配分が顕著である法廷での談話における、レトリカルな戦略(攻撃・防衛ともに)は、日常的にも充分活用できるという一般性をもつであろう¹²⁾。法廷での言葉のもつ闘争性は法廷においてだけ人間が行使し、法廷に入ることがない人間は一生依存することがないようなルールではなく、むしろ社会生活を営む人間の潜在的に持っている闘争本能と

いったものが、典型的にあらわれたものとしてとらえる方が自然であるように思われる。法廷における談話には、オリジナルのルールが存在する、言い換えればコードの拘束力が強いという面があると同時に前節の第2番目の特質にあるように非常にコンテキストへの依存が高いような面もある。つまり、文化的な特殊性を維持しつつも、人間の言語使用における普遍的なルールをも根本的に備えているという2面性が法廷における談話にはある。これは言葉そのものの持つ2面性に相通ずる。そこで、私個人としては、法廷における談話の持つ普遍性こそ強調すべきものと看做したい。さらには、法廷談話においては、日常会話のルールが典型的に顕在化しているという点に着目すべきなのではなかろうか。この点にこそ法廷における談話を研究する意義があると思われる。

今後の研究においては何よりも法廷における談話を弁護士や証人などの参加者の発話の相互作用として扱うことが大切であろう。そして、1つの法廷における談話内での研究にとどまらず、他の法の談話(例えば、ヨーロッパや日本など、アドヴァーサリーシステムとは異なる法システムをとる他国の法の談話)と比較したり、特殊なその他の談話、例えば教室での談話や、病院での医師と患者の談話などと、マクロレベルにおいて比較検討する必要があるだろう。そのような研究によって法廷における言語の特殊性というよりもむしろ、人間の言葉の一般的性質、人間の言葉の持つ社会性に関する理解に導かれることを期待したい。

注

- 1) アドヴァーサリーシステムは論争の形態によって自分の立場を主張することによって、正義に到達しようとする理論に基づいており、しかも最終決定者は論争に参加しない参加者、つまり裁判官によって任われるという点でインクワイズトリアルシステムと異なる。
- 2) Austin (1970) によれば、正当化 (justification) とは、話者が過去に自分のした行動が、その時するのに適切であった為に正しいと主張することであり、弁明 (excuse) とは、自分の行動の落ち度を認めた上で、自分はそれに対しては全て責任を負わなければならないわけではないことを主張することである。従ってこの2つを区別しなくてはならない。
- 3) pre-sequences の定義に関して詳しくは以下を参照されたい。

If the questions themselves are not in blamings (i.e. do not contain blame implicative assessments of their actions), witnesses treat them as *prefacing* blamings: they treat questions as designed to have them give or confirm information out of which blame allocations may subsequently be done. Therefore aspects of their answers are addressed not so much to the prior questions as to actions (i.e. blamings) in projected, future sequences. This is one of a class of sequences which occur very frequently in conversation and elsewhere, which are *pre-sequences*. Atkinson and Drew (1979) 参照のこと。

- 4) Guadalupe Valdés (1986), “Analyzing the Demands that Courtroom Interaction Makes upon Speakers of Ordinary English: Toward the Development of a Coherent Descriptive Framework”, in *Discourse Processes*, vol 9, pp. 269–303, New Jersey: Ablex を参照のこと。
- 5) Atkinson and Drew (1981) においては、pre-sequence という現象は、防衛要素の最も中心的なものとして挙げている。しかし丁寧さは防衛要素をその機能の一部として含んでおり、防衛要素と相対立するものではない。参加者各々の権力がはっきりしているだけに、法廷においては、丁寧さのルールが作用して、形式性や秘密性(閉鎖性)などを生み出している。詳しくは, Lakoff, R (1987), “Power and Politeness in Courtroom” (unpublished) を参照のこと。
- 6) ここでは弁護士の問いに対して、数を答えるのを修正して ‘only’ という言葉を用いている。(しかも、この修飾語は、two の代わりに a couple という言葉を選んでいる) また ‘How many...?’ という問いだけを文字通りとれば、状況の描写は少しも要求されていないのに、証人は続けてそれを行っている。ここではこの用語の選択や描写がはっきりした防衛要素として考える。証人はまず ‘only’ という用語ではっきりと防衛をしておいてから、弁護士の問いに対して整合性のある、かつその後で再び反撃に出られてしまうことを恐れての描写を加えている。その時、問いにみられる ‘it’ をそのまま it でうけて用い (ここのコンテキストにおいては the shop を refer しといる), また ‘How many’ の問いにおいてのトピックである ‘the throwing of petrol bombs’ を ‘this’ で差し示しているという結束性のある関係がある。言葉の戦いの上で発話内行為を読みとり、また予めそれに備えておくという、文字通りのやりとりよりも間接的なやりとりの方が多くみられるが、それでも全く結束性がないわけではなく、言葉に対して忠実な面も充分にある。
- 7) 岸, 横川 (1983), 『事実審理』, 東京: 有斐閣, stone, M, (1984), *Proof of Fact in Criminal Trials*, Edinburgh: W. Green & Son Ltd., Bailey & Rothblatt, (1971), *Successful Techniques for Criminal Trials* などを参照のこと。
- 8) lexical choice が法廷においてどのような効果を持つかというテーマに関しては, Danet Brenda (1976), “Language and the Construction I: Semantic Issues in the Trial of Kenneth Edelin”, *Working Paper #3, Law and Lan-*

guage Project ms を参照されたい。ここでは、堕胎に関する裁判をコーパスとして扱っており、おなかのなかにいた子を指すのに、何をもって表現するかと言語戦略のポイントになっていることをわかりやすくまとめている。

- 9) Shuy, R. W. (1981), "Topic as the Unit of Analysis in a Criminal Law Case", in *Gorgetown University, Round Table on Languages and Linguistics*, pp. 113-126.
- 10) 長いポーズがいかなる効果を持っているかは、日常生活でよく耳にする談話を参考にしてみれば比較的理解しやすいであろう。Drew (1985) においては、ポーズの続いた時間を秒を単位に数値で示した資料を用いて、長いポーズのもつ役割に関してコメントしている。概して、弁護士はトピックを変える時にポーズをうまく活用している。
- 11) 日常生活において、付加疑問文は確認の機能を持っていたり、会話の糸口をもたらすものだったりする。ところが、法廷においては、特に繰り返して発話されたりすると、証人を窮地に追い込む為の格好の武器になったりする。というのは、まともに答えれば、自分の証言に矛盾をもたらし、答えなければ応答能力がないという証人としての不適性をあらわしてしまう。このように、付加疑問文は法廷においては、どちらも不利であるような2つの選択肢から1つを選びとることを強いる状況をつくり出す。詳しくは、Lakoff, R. (1985), "My life in Court", in *Gorgetown University Round Table on Languages and Linguistics*, pp. 171-179,あるいは、Woodbury, H. (1984), "The Strategic Use of Questions in Court", in *Semiotica*, 48, 3/4, pp. 197-228.
- 12) どんな談話においても話者と聞き手がいて、その役割は相互的である。しかし、法の談話において、例えば尋問においては、弁護士のみが質問するなど、参加者の役割は厳しく限定されており、相互に交換可能ではないので、非相互的 (non-reciprocal) な談話といわれる。同じような談話に教室においてやカウンセリングでの談話がある。

参考文献

- 1) Atkinson J. M. and Drew. P. (1979). *Order in Court: The Organization of Verbal Interaction in Judicial Settings*, London: Macmillan
- 2) Austin (1970), *How to do things with words*, Oxford: Clarendon Press.
- 3) Brown, P. and Levinson, S. (1978), Universals in Language Usage: Politeness Phenomena, in E. Goody (ed.), *Questions and Politeness Strategies in Social Interaction*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 56-289.
- 4) Danet, Brenda (1980), "'Baby' or 'Fetus'? Language and the Construction of Reality in a Manslaughter Trial", in *Semiotica*, 32, pp. 187-219. Amsterdam: Mouton Publisher
- 5) Danet, B. and Bogoch, B. (1980), "Fixed fight or free-for-all? An empirical study of combativeness in the adversary system of justice", in *British Journal of Law and Society*, 7, pp. 38-60.

- 6) Danet, B. (1984), "Introduction of Legal Discourse", in Van Dijk (eds), *Text*, 4, Amsterdam: Mouton Publishers.
- 7) Drew, P. (1985), "Analyzing the Use of Language in Courtroom Interaction", in Van Dijk (eds), *Handbook of Discourse Analysis*, vol 3, London: Academic Press, pp. 133-147.
- 8) Kishi, S. and Yokokawa, T. (1980), *Jijitsu Shinri*, Tokyo: Yuhikaku.
- 9) Lakoff, R. (1985), "My life in Court", in *Georgetown University Round Table on Languages and Linguistics*, pp. 171-179. Georgetown: Georgetown University Press.
- 10) Lakoff, R. (1987), "Power and Politeness in Courtroom", unpublished.
- 11) O'Barr, W. M. (1982), *Linguistic Evidence: Language, power and strategy in the courtroom*. New York: Academic Press.
- 12) Shuy, W. R. (1981), "Topic as the Unit of Analysis in a Criminal Law Case", in *Georgetown University Round Table on Languages and Linguistics*, pp. 113-126.
- 13) Stiles, B. W. (1983), "Courtroom Interrogation of Rape Victims, in *Journal of Applied Social Psychology*, vol 13, pp. 78-87.
- 14) Valdes, G. (1986), "Analyzing the Demands that Courtroom Interaction Makes Upon Speakers of Ordinary English", in *Discourse Processes*, 9, pp. 269-303.
- 15) Woodbury, H. (1984), "The Strategic Use of Questions in Court", in *Semiotica*, 48, 3/4, pp. 197-228.